

■福岡市の審査基準等・不利益処分基準の設定状況（令和6年4月1日現在）

1. 設定状況

	合計	行政手続法が 適用されるもの	行政手続条例が 適用されるもの
審査基準	77.9%	79.4%	74.6%
標準処理期間	45.0%	52.0%	29.9%
不利益処分基準	66.8%	66.7%	67.2%

2. 未設定の理由

	根拠	1	2	3	4
審査基準	法律	84.7%	1.3%	10.2%	3.8%
	条例	36.3%	2.2%	44.0%	17.6%
標準処理期間	法律	40.8%	2.5%	38.4%	18.4%
	条例	14.9%	1.2%	42.2%	41.8%
不利益処分基準	法律	37.8%	1.7%	52.3%	8.3%
	条例	13.2%	0.0%	79.4%	7.4%

※未設定の理由区分、1～4について

- 1 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ基準等を設定することは困難である。
- 2 過去に申請実績はあるが将来的に申請が見込めず、基準等を設定する実益がない。
- 3 事案ごとの裁量が大きく、基準等を設定することは困難である。
- 4 その他。